

2019年12月11日

投資家各位

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

当社投資信託の約款変更について（ご案内）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当社業務につきましては、毎々格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、下記のとおり、約款変更を実施することになりましたので、お知らせいたします。なお、当社では、本約款変更が投信法に定める「変更の内容が重大なもの」に該当しないと認識しており、実施にあたり、異議申立の手続きを行いません。

投資家各位におかれましては、変更内容をご確認いただきますとともに、引き続き、当社投資信託をご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1 対象ファンド

- NZAM 上場投信 東証 REIT 指数（証券コード：1595）
- NZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financials（証券コード：1596）
- NZAM 上場投信 TOPIX（証券コード：2524）
- NZAM 上場投信 日経 225（証券コード：2525）
- NZAM 上場投信 JPX 日経 400（証券コード：2526）
- NZAM 上場投信 東証 REIT Core 指数（証券コード：2527）

2 変更内容および理由

投資家の利便性の観点から、取得・交換の申込受付不可日の期間を短縮するために、信託約款に所要の変更を行います。

なお、本約款変更は、対象ファンドの運用方針等に影響を与えるものではありません。変更内容の詳細については、別添の新旧対照表をご参照ください。

3 変更適用日

2019年12月18日（水）付で、別紙の新旧対照表のとおり変更します。

あわせて、交付目論見書および請求目論見書を改訂し、本約款変更の内容を反映いたします。

4 本件にかかるご照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 営業部

お客様専用フリーダイヤル 0120-439-244

以上

【投資信託約款の変更に係る新旧対照表】

追加型証券投資信託 NZAM 上場投信 東証 REIT 指数

下線部 _____ は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の取得単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>2営業日以内</u> 2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の <u>各々前々営業日</u> から起算して <u>3営業日以内</u> 3. 第31条に定める計算期間終了日の <u>3営業日前</u> から起算して <u>4営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>4営業日前</u> から起算して <u>4営業日以内</u>) 4. ～6. (略) <p>⑦～⑧ (略)</p>	<p>(受益権の取得単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3営業日以内</u> 2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の <u>3営業日前</u> から起算して <u>6営業日以内</u> 3. 第31条に定める計算期間終了日の <u>4営業日前</u> から起算して <u>5営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>5営業日前</u> から起算して <u>6営業日以内</u>) 4. ～6. (略) <p>⑦～⑧ (略)</p>
<p>(交換の請求)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日 <u>(削除)</u> 	<p>(交換の請求)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日 <u>から</u>起算して <u>3営業日以内</u>

<p>2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の <u>各々前々営業日</u> から起算して <u>3営業日以内</u></p> <p>3. 第 31 条に定める計算期間終了日の <u>3営業日前</u> から起算して <u>4営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>4営業日前</u> から起算して <u>4営業日以内</u>)</p> <p>4. ~ 6. (略)</p> <p>⑥~⑩ (略)</p>	<p>2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の <u>3営業日前</u> から起算して <u>6営業日以内</u></p> <p>3. 第 31 条に定める計算期間終了日の <u>4営業日前</u> から起算して <u>5営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>5営業日前</u> から起算して <u>6営業日以内</u>)</p> <p>4. ~ 6. (略)</p> <p>⑥~⑩ (略)</p>
---	---

下線部 _____ は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の取得単位および価額)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>2 営業日以内</u> 2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の <u>各々前々営業日</u> から起算して <u>3 営業日以内</u> 3. (略) 4. 第 31 条に定める計算期間終了日の <u>3 営業日前</u> から起算して <u>4 営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>4 営業日前</u> から起算して <u>4 営業日以内</u>) 5. ～ 6. (略) <p>⑨～⑩ (略)</p> <p>(交換の請求)</p> <p>第 38 条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日 	<p>(受益権の取得単位および価額)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3 営業日以内</u> 2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の <u>3 営業日前</u> から起算して <u>6 営業日以内</u> 3. (略) 4. 第 31 条に定める計算期間終了日の <u>4 営業日前</u> から起算して <u>5 営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>5 営業日前</u> から起算して <u>6 営業日以内</u>) 5. ～ 6. (略) <p>⑨～⑩ (略)</p> <p>(交換の請求)</p> <p>第 38 条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3 営業日以内</u>

<p>(削除)</p> <p>2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の <u>各々前々営業日</u> から起算して <u>3営業日以内</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 第 31 条に定める計算期間終了日の <u>3営業日前</u> から起算して <u>4営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>4営業日前</u> から起算して <u>4営業日以内</u>)</p> <p>5. ~6. (略)</p> <p>⑥~⑩ (略)</p>	<p>2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の <u>3営業日前</u> から起算して <u>6営業日以内</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 第 31 条に定める計算期間終了日の <u>4営業日前</u> から起算して <u>5営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>5営業日前</u> から起算して <u>6営業日以内</u>)</p> <p>5. ~6. (略)</p> <p>⑥~⑩ (略)</p>
--	--

下線部 _____ は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>2 営業日以内</u> 2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の <u>各々前々営業日</u> から起算して <u>3 営業日以内</u> 3. (略) 4. 第 31 条に定める計算期間終了日の <u>3 営業日前</u> から起算して <u>4 営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>4 営業日前</u> から起算して <u>4 営業日以内</u>) 5. ～ 6. (略) <p>⑨～⑩ (略)</p> <p>(交換の請求)</p> <p>第 38 条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日 	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3 営業日以内</u> 2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の <u>3 営業日前</u> から起算して <u>6 営業日以内</u> 3. (略) 4. 第 31 条に定める計算期間終了日の <u>4 営業日前</u> から起算して <u>5 営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>5 営業日前</u> から起算して <u>6 営業日以内</u>) 5. ～ 6. (略) <p>⑨～⑩ (略)</p> <p>(交換の請求)</p> <p>第 38 条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3 営業日以内</u>

<p>(削除)</p> <p>2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の <u>各々前々営業日</u> から起算して <u>3営業日以内</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 第 31 条に定める計算期間終了日の <u>3営業日前</u> から起算して <u>4営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>4営業日前</u> から起算して <u>4営業日以内</u>)</p> <p>5. ~6. (略)</p> <p>⑥~⑩ (略)</p>	<p>2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の <u>3営業日前</u> から起算して <u>6営業日以内</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 第 31 条に定める計算期間終了日の <u>4営業日前</u> から起算して <u>5営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>5営業日前</u> から起算して <u>6営業日以内</u>)</p> <p>5. ~6. (略)</p> <p>⑥~⑩ (略)</p>
--	--

下線部 _____ は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>2 営業日以内</u> 2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の <u>各々前々営業日</u> から起算して <u>3 営業日以内</u> 3. (略) 4. 第 31 条に定める計算期間終了日の <u>3 営業日前</u> から起算して <u>4 営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>4 営業日前</u> から起算して <u>4 営業日以内</u>) 5. ～6. (略) <p>⑨～⑩ (略)</p> <p>(交換の請求)</p> <p>第 38 条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日 	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3 営業日以内</u> 2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の <u>3 営業日前</u> から起算して <u>6 営業日以内</u> 3. (略) 4. 第 31 条に定める計算期間終了日の <u>4 営業日前</u> から起算して <u>5 営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>5 営業日前</u> から起算して <u>6 営業日以内</u>) 5. ～6. (略) <p>⑨～⑩ (略)</p> <p>(交換の請求)</p> <p>第 38 条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3 営業日以内</u>

<p>(削除)</p> <p>2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の <u>各々前々営業日</u> から起算して <u>3営業日以内</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 第 31 条に定める計算期間終了日の <u>3営業日前</u> から起算して <u>4営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>4営業日前</u> から起算して <u>4営業日以内</u>)</p> <p>5. ~6. (略)</p> <p>⑥~⑩ (略)</p>	<p>2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の <u>3営業日前</u> から起算して <u>6営業日以内</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 第 31 条に定める計算期間終了日の <u>4営業日前</u> から起算して <u>5営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>5営業日前</u> から起算して <u>6営業日以内</u>)</p> <p>5. ~6. (略)</p> <p>⑥~⑩ (略)</p>
--	--

下線部 _____ は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>2 営業日以内</u> 2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の <u>各々前々営業日</u> から起算して <u>3 営業日以内</u> 3. (略) 4. 第 34 条に定める計算期間終了日の <u>3 営業日前</u> から起算して <u>4 営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>4 営業日前</u> から起算して <u>4 営業日以内</u>) 5. ～6. (略) <p>⑨～⑩ (略)</p> <p>(交換の請求)</p> <p>第 41 条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日 	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3 営業日以内</u> 2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の <u>3 営業日前</u> から起算して <u>6 営業日以内</u> 3. (略) 4. 第 34 条に定める計算期間終了日の <u>4 営業日前</u> から起算して <u>5 営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>5 営業日前</u> から起算して <u>6 営業日以内</u>) 5. ～6. (略) <p>⑨～⑩ (略)</p> <p>(交換の請求)</p> <p>第 41 条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して <u>3 営業日以内</u>

<p>(削除)</p> <p>2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の <u>各々前々営業日</u> から起算して <u>3営業日以内</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 第 34 条に定める計算期間終了日の <u>3営業日前</u> から起算して <u>4営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>4営業日前</u> から起算して <u>4営業日以内</u>)</p> <p>5. ~6. (略)</p> <p>⑥~⑩ (略)</p>	<p>2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の <u>3営業日前</u> から起算して <u>6営業日以内</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 第 34 条に定める計算期間終了日の <u>4営業日前</u> から起算して <u>5営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>5営業日前</u> から起算して <u>6営業日以内</u>)</p> <p>5. ~6. (略)</p> <p>⑥~⑩ (略)</p>
--	--

下線部 _____ は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことがあります。</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>2営業日以内</u></p> <p>2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の各々前々営業日から起算して<u>3営業日以内</u></p> <p>3. 第31条に定める計算期間終了日の<u>3営業日前</u>から起算して<u>4営業日以内</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前</u>から起算して<u>4営業日以内</u>）</p> <p>4. ～6. (略)</p> <p>⑦～⑧ (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の取得申込みの受け付けを行うことがあります。</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して<u>3営業日以内</u></p> <p>2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の<u>3営業日前</u>から起算して<u>6営業日以内</u></p> <p>3. 第31条に定める計算期間終了日の<u>4営業日前</u>から起算して<u>5営業日以内</u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5営業日前</u>から起算して<u>6営業日以内</u>）</p> <p>4. ～6. (略)</p> <p>⑦～⑧ (略)</p>
<p>(交換の請求)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日 <u>(削除)</u></p>	<p>(交換の請求)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合には、受益権の交換請求の受け付けを行うことがあります。</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日 <u>から起算して3営業日以内</u></p> <p>2. 対象指数の銘柄変更実施日および</p>

<p>2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の <u>各々前々営業日</u> から起算して <u>3営業日以内</u></p> <p>3. 第 31 条に定める計算期間終了日の <u>3営業日前</u> から起算して <u>4営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>4営業日前</u> から起算して <u>4営業日以内</u>)</p> <p>4. ~ 6. (略)</p> <p>⑥~⑩ (略)</p>	<p>銘柄口数変更実施日の <u>3営業日前</u> から起算して <u>6営業日以内</u></p> <p>3. 第 31 条に定める計算期間終了日の <u>4営業日前</u> から起算して <u>5営業日以内</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の <u>5営業日前</u> から起算して <u>6営業日以内</u>)</p> <p>4. ~ 6. (略)</p> <p>⑥~⑩ (略)</p>
---	---

以上